

## 法令及び判例

(03/10)

A.- 法令

B.- 判例

- 1.- 水力発電所の水車 (Turbina) の据付け工事は土木工事(Construção Civil) の一部と判断 —ISS (サービス税) の課税対象

大型機械の据付け工事、例え、水力発電所のタービン、製鉄所の圧延機、構築物のエレベータ等へは連邦が徴収する工業製品税(IPI)、州が徴収する流通税 (ICMS)、或いは市町村が徴収するサービス税 (ISS)が課税されるのか疑問が多い。

一方、IPI と ICMS の規定では、機器のメーカー又は供給者が据付或いは組立工事を含む責任を売買契約書で引き受けた場合、トータル金額(据付組立工事代金を含む)が IPI と ICMS の課税対象となっている。

しかし、機器の購入者が機器のメーカー又は供給者外である、第三者へ据付組立工事を発注した場合、ISS( 最高 5% の税率 )の課税対象となる点から、機器の購入と据付組立工事は分割して別々の契約書を取り交わすのが普通と成っている。

それでも、据付現場の所在する市町村は大型機械の据付工事の多くを、土木工事と混同し、ISS の課税徴収を納税者へ要求してくるケースがあり、納税者には頭の痛い問題といえる。

今回、ALSTOM ELEC S.A.が提供した、水力発電所のタービンの据付と据付指導サービスについて、連邦高等裁判所の第 2 班は土木工事の一部と判決を下した。( Relator: Min. Herman Benjamin - REspcial 947 935-RS- RDDT 174/165)

この判決は、構築物内に空調機器 (Central de Ar Condicionador) の組立て据付工事を土木工事と同等工事と見なした前例(REsp;122 202-MG, Minist. Garcia Vieira, DJ 22.02.1999)を基に結論を出しているが、土木工事同等の範囲及び対象工事は不明であり、今後とも納税者の疑問が継続すると予想される。

- 2.- 輸入品の通関時の商品仕分け(Classificação fiscal do produto)

輸入品の通関事務手続の際、輸入業者は輸入品の特徴をベースに商品目録 (Lista de Produtos) に従い、輸入品の税務位置付(Classificação Fiscal do Produto) をし、輸入税(Imposto de Importação)と 工業製品税(IPI – Imposto sobre Produtos Industrializados)を支払いする。

通関に必要な書類と輸入品の税務位置付け、税率と支払うべき II と IPI の金額は全て輸入者 (実務は乙仲が担当する) の責任で記入し、通関を審査する税務担当者 (Conferente) のチェックの下に、輸入品の通関事務が進められる。

従って、納税者が低い税率で税金を書き込むと、税務担当者は修正を要求し、納税者が同意しない場合、通関事務処理が非常に遅れるケースが発生する。

一方、当国の租税の時効は納税義務発生時点(Fato Gerador)から起算して 5 年である規定から、連邦納税局は輸入品の通関後 2 年或いは時効直前に納税者に対

し、通関時に支払った II と IPI 金額は不当金額であり、差額を追加請求してくる件も多い。

本件について、高等裁判所(STJ)の第 1 班は連邦納税局の追加請求は通関時に適用した法律基準の変更(Mudança de Critério Jurídico)を意味し、上記追加請求は租税法典が禁止する、法律基準による追加請求と判断して、連邦納税局の請求を拒否した。(Resp. 1.101.179-RJ – Minist. Luiz Fux – RDDT 174/159 a 165)

### 3.- 休暇手当 (Terço Constitucional) - INSS への納入金

当国の労働法は、従業員が 12 ヶ月勤務することにより、法定休暇(30 日)を取れる権利を制定している。

従業員が休暇を取る際に、雇用主は休暇期間へ相当する給料の前払いと憲法の規定する休暇手当( Abono de Férias 又は Terço Constitucional)、休暇期間中の給料の 1/3 を支給する義務がある。

高等裁判所(STJ)の連邦特別裁判所の判例統合班は憲法が制定した休暇手当 (Terço Constitucional) は最高裁判所の判例 (Natureza Jurídica Indenizatória—賠償金) に従い、休暇手当は INSS へ支払う納入金(Contribuição Previdenciária) の課税対象外と判例を統合した。(Petição 7.296 – RDDT 174-189)

最高裁判所の判例に従い、当然上記休暇手当は個人所得税の源泉徴収及び課税対象にもならない。

SP. 04/03/10

Flavio Tsuyoshi Oshikiri